

旭川市森林環境譲与税の活用方針（令和6年度～令和10年度）

本市の森林面積は40,152ヘクタールで、総市域面積の53.7%を占めており、そのうち市所有林は1,850ヘクタール、私有林等は9,517ヘクタールあります。

本市では、森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や市単独予算等により森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷や整備費コストの増加による森林所有者の経営意欲の低下、また森林所有者の不在村化や相続による世代交代などによる整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。

このため、本市では国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、一層適切な森林整備やその促進に繋がる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市では、「森林経営計画」を作成し、所有者自らが整備を進めている森林の割合は64%を占めており、計画的な森林の整備が進んでいます。一部整備が行き届かない森林の所有者に対しては、「森林経営計画」への新たな参加や市又は「意欲と能力のある林業経営体」などに森林の経営管理を委ねるよう働き掛けを進めます。整備が行き届かない森林の整備及びその体制づくりについては森林環境譲与税を活用して一層促進するものとして、循環型の健全な森林経営を図り、地球温暖化対策や山地災害の防止など森林の有する多面的機能の発揮に貢献する森林整備を進めます。

2 人材育成・担い手確保

本市で森林整備事業等を行っている北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は25社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。

このため、本市では地域の林業事業体や農業高校、北海道立北の森づくり専門学院など関係機関・団体と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組や森林作業の安全対策、林業機械導入などの支援を進めます。

3 木材利用の促進

本市では森林資源の有効利用等を目指すため、上川管内全域で取組を行っている上川森林認証協議会に加盟し、「緑の循環認証会議（SGEC）」の認証を取得し、木材の利用を促進しています。また、市有施設への道産木材の活用や出生児などへの道産木材で製作した記念品贈呈、一般家庭への薪ストーブ導入の支援を図るなど、木材の利用を促進します。

4 普及啓発

本市では地球温暖化防止・温室効果ガスの吸収など森林の果たす公益的役割や森林整備の必要性などについて、市民の理解の促進を図るため、林業・木材産業などの市民向け講座の開催や市民活動団体等による講演会や間伐未利用材等を利用した講習会開催の支援など普及啓発を進めます。